官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件　一
（農林水産一七六七～一七八二）
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境七）　三
○高速自動車国道に関する件
（国土交通一〇二五）　四
○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛二六一～二六三）　五
○道路に関する件
（関東地方整備局二二七～二三一）　五
○道路に関する件
（中部地方整備局一〇二、一〇三）　六
〔国会事項〕
最高裁判所　八
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一四五）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
大井口土地改良区の定款変更の認可、建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録・登録抹消、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二七

その他告示

○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字宮ノ上四九八の三、五一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県可児市西帷子字東野五〇三の三、五四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原字大栗毛三九三五の一・三九三六の一・三九三八・三九四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関ケ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡東白川村越原字小三地一四六八の一、一四七三の一、一四七三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小三地一四六八の一・一四七三の一・一四七三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。